

TPP11協定及び総合的なTPP等関連政策大綱 に関する説明会

- 日時：平成29年12月11日（月）14:00～15:30
- 場所：日本消防会館（ニッショーホール）
- 議事次第：
 1. TPP11協定についての説明
 2. 総合的なTPP等関連政策大綱についての説明
 3. 質疑応答

- 資料：

資料1	TPP11協定の合意内容について	1
資料2	環太平洋パートナーシップ閣僚声明（仮訳）	5
資料3	総合的なTPP等関連政策大綱	15
資料4	「総合的なTPP等関連政策大綱」のポイント	33

平成29年12月11日
内閣官房TPP等政府対策本部

TPP 11 協定の合意内容について

内閣官房 TPP 等政府対策本部

1 経緯

11月9日のTPP閣僚会合にて、新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）。翌10日の閣僚会合で、閣僚合意内容を確認、閣僚声明を作成。

※閣僚会合では、日本はベトナムとともに共同議長を務めた。

2 新協定の内容

(1) 名称 「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」
Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

(2) 条文の概要

第1条 TPP協定の組込み (incorporation)

第2条 特定の規定の適用の停止 (凍結) → (3) 参照

第3条 効力発生 (6か国の締結完了)

第4条 脱退

第5条 加入

第6条 本協定の見直し (review)

第7条 正文 (英、仏、西)

(3) 凍結項目

- 急送少額貨物（5. 7. 1（f）の第2文）
- ISDS（投資許可、投資合意）関連規定（第9章）
- 急送便附属書（附属書10-B 5及び6）
- 金融サービス最低基準待遇関連規定（11. 2等）
- 電気通信紛争解決（13. 21. 1（d））
- 政府調達（参加条件）（15. 8. 5）
- 政府調達（追加的交渉）（15. 24. 2の一部）
- 知的財産の内国民待遇（18. 8（脚注4の第3～4文））
- 特許対象事項（18. 37. 2、18. 37. 4の第2文）
- 審査遅延に基づく特許期間延長（18. 46）
- 医薬承認審査に基づく特許期間延長（18. 48）
- 一般医薬品データ保護（18. 50）
- 生物製剤データ保護（18. 51）
- 著作権等の保護期間（18. 63）
- 技術的保護手段（18. 68）
- 権利管理情報（18. 69）
- 衛星・ケーブル信号の保護（18. 79）
- インターネット・サービス・プロバイダ（18. 82、附属書18-E、附属書18-F）
- 保存及び貿易（20. 17. 5の一部等）
- 医薬品・医療機器に関する透明性（附属書26-A. 3）

(注) 詳細を署名までに具体化すべき項目は以下の通り。① 国有企業章留保表（マレーシア）、② サービス・投資章留保表（ブルネイ）、③ 労働章に関する紛争処理（制裁措置部分）（28. 20）（ベトナム）、④ 文化例外（カナダ）

(4) 署名

協定の法技術的チェック（リーガル・スクラブ）等の作業終了後、
署名予定

(5) 見直し条項

TPP 12の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、いずれかの締約国の要請があったときは、TPP 11協定の改正等を考慮するため、この協定の見直しを行う（協定第6条）

Trans-Pacific Partnership Ministerial Statement
環太平洋パートナーシップ閣僚声明（仮訳）

1. When we last met in Ha Noi, Viet Nam on 21 May 2017, the Ministers of Australia, Brunei Darussalam, Canada, Chile, Japan, Malaysia, Mexico, New Zealand, Peru, Singapore and Viet Nam, reaffirmed the balanced outcome and the strategic and economic significance of the TPP Agreement signed in Auckland on 4 February 2016 (hereinafter referred to as "the TPP") highlighting its principles and high standards as a way to promote regional economic integration and contribute to the economic growth prospects of its member countries, and create new opportunities for workers, families, farmers, businesses and consumers.

1. 2017年5月21日に我々がベトナムのハノイで行った前回会合の際、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムの閣僚は、オークランドで2016年2月4日に署名された TPP 協定（以下「TPP」）のバランスのとれた成果及び戦略的・経済的価値を再確認し、地域経済統合を促進し、メンバー国の経済成長見通しに寄与し、労働者、家族、農業従事者、企業そして消費者へ新たな機会を創出する手段としての TPP の原則と高い水準を強調した。

2. In May, Ministers tasked officials to engage in a process of assessing options to bring the comprehensive, high quality Agreement into force expeditiously. Over the past several months, officials have worked to reach a balanced outcome that maintains the significant benefits of the TPP.

2. 5月、閣僚は、その包括的で質の高い合意を迅速に発効させるための選択肢を評価する作業に従事するよう実務者に指示した。過去数ヶ月にわたり、実務者は TPP の重要な利益を維持するバランスの取れた成果に到達するため、作業を行ってきた。

3. Ministers are pleased to announce that they have agreed on the core elements of the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP). Ministers agreed to Annex I and II (attached) which incorporates provisions of the TPP, with the exception of a limited set of provisions which will be suspended. This text also incorporates a list of four specific items for which substantial progress was made but consensus must be achieved prior to signing.

3. 閣僚は、「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」(CPTPP) の中核について合意に達したことを喜びとともに公表する。閣

僚は、TPPの条文を組み込み、一部条文を例外的に凍結する附属書I及びII（別紙）に合意した。この文書には、大きな進展があったが署名前に意見の一致に至るべき4つの特定事項が含まれている。

4. Ministers agree that the CPTPP maintains the high standards, overall balance, and integrity of the TPP while ensuring the commercial and other interests of all participants and preserving our inherent right to regulate, including the flexibility of the Parties to set legislative and regulatory priorities. Ministers also affirm the right of each Party to preserve, develop, and implement its cultural policies. Ministers consider that the CPTPP reflect the desire of the Parties to implement the TPP outcomes among themselves.

4. 閣僚は、CPTPPが、TPPの高い水準、全体的なバランス、完全性を維持し、同時に、すべての参加国の商業上の利益及びその他の利益を確保し、また、柔軟な立法および規制上の優先事項の設定を含む締約国の固有の規制権限を保持することに合意する。閣僚はまた、それぞれの締約国が文化政策を維持し、策定し、実施する権利を有することを確認する。閣僚は、CPTPPが、TPPの成果を締約国間で実施するという締約国の願望を反映していると考ええる。

5. Ministers confirm that the legal instrument proposed for the CPTPP allows the participants to act decisively in a timely manner to advance their shared objectives. Ministers reaffirm that the CPTPP demonstrates their firm commitment to open markets, to combat protectionism, and to advance regional economic integration.

5. 閣僚は、CPTPPとして提案された法的文書により、参加国が、時宜を得た形で共通の目標を推進するために断固とした行動をとることができることを確認する。閣僚は、CPTPPが、開かれた市場、保護主義への対抗、地域経済統合の推進に対する各国の確固たるコミットメントを示していることを改めて確認する。

6. Noting Article 6 of the CPTPP, Ministers shared the view that the scope of a review may extend to proposals to amend the CPTPP, to reflect the circumstances concerning the status of the TPP.

6. CPTPP第6条に関し、閣僚は、見直しの範囲が、TPPの現状に関する状況を反映するためのCPTPP改正の提案に及ぶ可能性があるとの見解を共有した。

7. Furthermore, Ministers decided that all the TPP side letters signed among the 11 countries will be maintained in principle, unless the relevant Parties decide otherwise.

7. さらに、閣僚は、関係締約国が別段の決定を下さない限り、11 か国の間で TPP に関連して署名された全てのサイドレターが原則として維持されることを決定した。

8. Ministers tasked officials to continue their technical work, including continuing their efforts toward finalising those items for which consensus has not yet been achieved, and legal verification of the English text and translation, to prepare finalised text for signature.

8. 閣僚は、実務者に対し、署名するための最終版テキストを準備するため、意見の一致が得られていない事項を完結させるための努力の継続や英語テキストの法的精査、翻訳を含む技術的な作業を継続するよう指示した。

9. Ministers recognize that each country will need to pursue its own domestic processes, including for public consultation, in advance of signature.

9. 閣僚は、署名に先立って、それぞれの締約国が、公の協議等の各国それぞれの手続を実施する必要があることを認識する。

Annex I - Outline of the TPP 11 Agreement

附属書 I TPP 11 協定の概要（仮訳）

COMPREHENSIVE AND PROGRESSIVE AGREEMENT FOR TRANS-PACIFIC PARTNERSHIP

包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定

Preamble

前文

Article 1: Incorporation of the Trans-Pacific Partnership Agreement

第 1 条 TPP 協定の組み込み

Article 2: Suspension of the Application of Certain Provisions

第 2 条 特定の規定の適用の停止

Article 3: Entry into Force

第 3 条 効力発生

Article 4: Withdrawal

第 4 条 脱退

Article 5: Accession

第 5 条 加入

Article 6: Review of the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

第 6 条 本協定の見直し

Article 7: Authentic Texts

第 7 条 正文

Annex II - List of Suspended Provisions

附属書Ⅱ 停止（凍結）される規定のリスト（仮訳）

1. Express Shipments – Article 5.7.1(f) - suspend second sentence
 1. 急送貨物 第5.7条1(f) 第2文
2. Investment Agreement and Investment Authorisation (ISDS applies to these)
 - 9.1 Definitions - suspend “investment agreement” and “investment authorisation” and associated Footnotes (5 - 11)
 - 9.19.1 Submission of Claim to Arbitration - a(i) B and C; (b)(i) B and C (investment authorisation or investment agreement), chausette, footnote 31
 - 9.19.2 Submission of Claim to Arbitration, footnote 32
 - 9.19.3 Submission of Claim to Arbitration - (b)delete investment authorisation or investment agreement
 - 9.22.5 Selection of Arbitrators
 - 9.25.2 Governing Law
 - Annex 9-L Investment Agreements
2. 投資合意及び投資許可 (ISDSの適用)
 - 第9.1条 定義
「投資に関する合意」、「投資の許可」、関連の脚注5～11
 - 第9.19条1 請求の仲裁への付託
 - (a) (i) B 及び C
 - (b) (i) B 及び C (投資の許可または投資に関する合意)

末尾ただし書き 脚注 3 1

第 9. 1 9 条 2 請求の仲裁への付託

脚注 3 2

第 9. 1 9 条 3 請求の仲裁への付託

(b) 「投資の許可又は投資に関する合意」の削除

第 9. 2 2 条 5 仲裁人の選定

第 9. 2 5 条 2 準拠法

附属書 9 - L 投資に関する合意

3. Express Delivery Services – Annex 10-B - suspend paragraph 5 and 6

3. 急送便サービス 附属書 1 0 - B 5 及び 6

4. Minimum Standard of Treatment in Article 11.2 – suspend sub-paragraph 2(b); footnote 3 and Annex 11-E

4. 第 1 1. 2 条の待遇に関する最低基準

2 (b)、脚注 3、附属書 1 1 - E

5. Resolution of Telecommunications Disputes - Article 13.21.1(d)

5. 電気通信に関する紛争の解決 第 1 3. 2 1 条 1 (d)

6. Conditions for Participation - Article 15.8.5 - Commitments relating to labour rights in conditions for participation

6. 参加のための条件 第 1 5. 8 条 5 労働者の権利に関連する
約束

7. Further Negotiations - Article 15.24.2 - suspend “No later than three years after the date of entry into force of this Agreement” *

* footnote: *The Parties agree that negotiations referred to in Article 15.24.2 shall commence no earlier than five years after entry into force of this Agreement, unless the Parties agree otherwise. Such negotiations shall commence at the request of a Party.*

7. 追加的な交渉 第15.24条2

「この協定の効力発生の日の後三年以内に」*

*脚注：締約国が別段の合意をする場合を除くほか、締約国は、第15.24条2に規定する交渉が、この協定の効力発生の後五年後以降に開始されることに合意する。交渉はいずれかの締約国の要請により開始される。

8. National Treatment - Article 18.8 footnote 4 – suspend last two sentences

8. 内国民待遇 第18.8条 脚注4 最後の2文

9. Patentable Subject Matter - Article 18.37.2 and 18.37.4 (Second Sentence)

9. 特許を受けることができる対象事項 第18.37条2及び4 (第2文)

10. Patent Term Adjustment for Unreasonable Granting Authority Delays - Article 18.46

10. 特許を与える当局の不合理的な遅延についての特許期間の調整 第18.46条

11. Patent Term Adjustment for Unreasonable Curtailment – Article 18.48

11. 不合理的な短縮についての特許期間の調整 第18.48条

12. Protection of Undisclosed Test or Other Data- Article 18.50

12. 開示されていない試験データその他のデータの保護
第18.50条

13. Biologics - Article 18.51

13. 生物製剤 第18.51条

14. Term of Protection for Copyright and Related Rights - Article 18.63

14. 著作権及び関連する権利の保護期間 第18.63条

15. Technological Protection Measures (TPMs) - Article 18.68

15. 技術的保護手段 第18.68条

16. Rights Management Information (RMI) - Article 18.69

16. 権利管理情報 第18.69条

17. Protection of Encrypted Program-Carrying Satellite and Cable Signals -
Article 18.79

17. 衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝達信号
の保護 第18.79条

18. Legal Remedies and Safe Harbours - Article 18.82 and Annexes 18-E
and 18-F

18. 法的な救済措置及び免責 第18.82条 附属書18-E,
附属書18-F

19. Conservation and Trade (measures ‘to combat’ trade) - Article 20.17.5
– suspend “or another applicable law” and footnote 26

19. 保存及び貿易（貿易と闘うための措置） 第20.17条5,
「又は他の関係法令」及び脚注26

20. Transparency and Procedural Fairness for Pharmaceutical Products and
Medical Devices - suspend Annex 26A - Article 3 on Procedural
Fairness

20. 医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施
附属書26-A 第3条 手続の公正な実施

Items to be Finalised by the Date of Signature by consensus among all
Parties for suspensions to take effect

停止が有効になるために、全ての締約国間でコンセンサス方式によ
って署名日までに終了する項目

1. State Owned Enterprises, Annex IV (Malaysia)

1. 国有企業 附属書IV（マレーシア）

2. Services and Investment Non-Conforming Measures, Annex II - Brunei
Darussalam - 14 – Coal – paragraph 3

2. サービス・投資に関する適合しない措置 附属書II（ブルネイ）
14頁 石炭産業 パラグラフ3

3. Dispute Settlement (trade sanctions) – Article 28. 20 (Vietnam)

3. 紛争解決（貿易制裁） 第28. 20条（ベトナム）

4. Cultural Exception (Canada)

4. 文化例外（カナダ）

総合的なTPP等関連政策大綱

平成29年11月24日
TPP等総合対策本部決定

目次

<u>I</u>	<u>はじめに</u>	…2
<u>II</u>	<u>TPP等関連政策の目標</u>	
1	輸出促進によるグローバル展開推進	
(1)	丁寧な情報提供及び相談体制の整備	…3
(2)	新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援	…4
2	TPP等を通じた国内産業の競争力強化	
(1)	TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策	…6
(2)	TPP等を通じた地域経済の活性化の促進	…6
3	分野別施策展開	
(1)	農林水産業	…8
(2)	食の安全・安心	…9
(3)	知的財産	…10
(4)	政府調達	…10
(5)	その他	…10
<u>III</u>	<u>今後の対応</u>	…12
<u>IV</u>	<u>政策大綱実現に向けた主要施策</u>	…13

I はじめに

我が国と豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの12か国で、平成28年2月4日に署名がなされた環太平洋パートナーシップ協定(以下、TPP)については、我が国は昨年の国会承認を経て、本年1月20日、寄託国であるニュージーランドに対し、我が国の国内手続完了に関し通報を行った。

一方、米国はTPPからの離脱を宣言、それに対して米国以外の11か国は、3月15日にチリで閣僚会合を開催、11か国の結束を確認するとともに、5月21日、ベトナム・ハノイで開催された閣僚会合でTPPの早期発効を追求することで合意した。

その後、7月箱根での首席交渉官会合以降、精力的に協議を行い、本年11月11日、ベトナム・ダナンで開催された閣僚会合において大筋合意に達したことを、合意内容とともに公表した。

このいわゆるTPP11は、一貫して我が国が議論を主導し、一定の規定を凍結したものの、TPPのもつハイスタンダードを維持しつつ、バランスの取れた内容で合意したものである。(11か国による新協定は「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定(仮称)」と称することで合意されたが、本政策大綱においては、TPPとして取り扱うこととする。)

また、本年7月6日、我が国にとっての主要貿易・投資相手であるEUと経済連携協定の大枠合意に至った。平成25年3月に交渉の開始を首脳間で決定して以来、攻めるべきは攻め、守るべきは守り、国益の観点から、最善の道を全力で追求してきた。また、昨年11月には日EU経済連携交渉に関する主要閣僚会議を設置し、政府一丸となって交渉にあたってきたところである。

日EU経済連携協定(EPA)及びTPP11に係る2つの大きな合意は、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、我が国が率先して世界に範を示すものであり、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的關係を更に強化させるものである。

本政策大綱は、TPP(TPP11を含む)及び日EU・EPA(以下、これらを「TPP等」とよぶ。)の発効を見据え、「総合的なTPP関連政策大綱(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)」で明示した施策のうち、引き続き必要となる施策については、必要な見直し等を行った上で実施することとし、特に日EU・EPAにより必要となる施策等について新たに盛り込むことで、TPP等を見据えた政策を体系的に整理し、上記大綱を改訂したものである。

II TPP等関連政策の目標

1 輸出促進によるグローバル展開推進

TPP等の直接の効果は、関税のみならず、投資・サービス等も含めた市場アクセスに係る諸条件が改善され、さらには通関手続の迅速化等、TPP等による各種手続の簡素化、標準化、投資ルールの明確化、知的財産の保護等により、安心して海外展開をすることが可能となり、TPP各国、EU諸国との貿易、投資が活発化することである。これまで様々なリスクを懸念して海外展開に踏み切れなかった地域の中堅・中小企業にとって、オープンな世界へ果敢に踏み出す大きなチャンスをもたらす。

さらに、TPPにおける原産地の完全累積制度、電子商取引等のルールを活用し、生産拠点を海外に移さず、我が国に「居ながらにしての海外展開」が可能になる。TPP等は、サービスなどの幅広い分野も含めた経済連携、新たな貿易モデルを作るものである。これまでになかった新たなグローバル・バリューチェーンがTPP等により次々に構築され、加えて、日EU・EPAでは、EU域内のみならず、EUとの連携を通じた第三国での日本企業の事業展開も視野に入ることとなる。これに中堅・中小企業が主体的に参画することが期待される。

従来、大企業が中心とされていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画する。また、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に展開する。そのような意味で、TPP等を契機として我が国は「新輸出大国」を目指し、その新たな担い手となる企業等を後押しする施策を総合的に実施することとする。

(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

①TPP等の普及・啓発

(目標) セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す。

- JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等が協力した全国各地での説明会の開催やTPP等情報のポータルサイトの設置、TPP等を活用したビジネス展開の際の手引書や産品が原産品であることの自己証明の手続等に関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。

②中堅・中小企業等のための相談体制の整備

(目標) 相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す。

- TPP等の内容や活用方策に関する相談窓口を整備するとともに、各地の支援機関との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。税関の体制を整備し、TPP等に係る原産地規則に関する輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等を行う。

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

① 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

(目標) 2020年までに中堅・中小企業等の輸出額2倍(2010年度比)を目指す。
総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上を目指す。

- TPPを契機に国や地方公共団体、商工会、商工会議所等の各種支援機関等により創設した「新輸出大国コンソーシアム」の支援対象にEU市場への展開を図る企業を加えるとともに、支援の一層の充実を図り、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや食文化などに代表されるクールジャパンや環境技術など、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場開拓・事業拡大を目指す企業に対し、下記②、③の施策等とも連携しつつ製品開発、国際標準化、知的財産、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供する。金融機関(政府系金融機関を含む。)による企業の海外展開支援を促進する。
- 新興国市場への進出ノウハウを持つEU企業との連携を促進することにより、我が国企業の新興国市場への展開を後押しする。

② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(目標) 2020年度までに500億円の放送コンテンツ関連海外売上高を目指す。

- クールジャパン、デジタルジャパンの発信・連携、推進による販路拡大、「日本ブランド」を活かした対日理解促進等を推進する。
- ICT、放送コンテンツ等のコンテンツの海外展開を図るほか、模倣品・海賊版対策や知財保護環境向上、協定国への情報発信等にも取り組む。
- 中堅・中小企業の海外展開の支援にも資するよう、地銀を含めた我が国の金融機関の海外進出を促進する。
- 低炭素技術、廃棄物処理や水処理技術等の環境技術等の国際展開を図る。

③ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進

(目標) 2019年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の達成を目指す。

- TPP、日EU・EPAを通じ、農林水産物の輸出重点品目のほぼ全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、更なる輸出阻害要因の解消、輸出条件の改善、国内の環境整備による輸出環境の整備、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、強い農林水産業の構築を推進する。
- 日EU・EPAによるEU関税や輸入規制の撤廃、地理的表示(GI)の保護等も通じ、日本産酒類等の競争力を高め、海外展開を推進するほか、観光プロモーション等を通じて和食文化や食品の海外展開を促進する。地理的表示(GI)の活用を促進する。
- 農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、新輸出大国コンソーシアムの活用による支援を行うとともに、物流効率化・高度化を含めた技術・新商品開発、販路開拓等の取組等を促進し、新事業の創出拡大や海外市場開拓を促進する。

④インフラシステムの輸出促進

(目標) 2020年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指す。

- 円借款等手続の迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスク・マネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、日EU・EPAの政府調達に係る大枠合意も踏まえ、我が国企業が強みを有する分野等でのインフラシステムの輸出を加速化する。

⑤海外展開先のビジネス環境整備

- TPP参加国等において、制度構築や人材育成等、幅広い分野における協力及び能力開発を行うことで、TPP等の利益の増大を支援するとともに、日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境整備を図る。
- 公正な競争条件の確保など、日本企業が海外展開しやすいビジネス環境を整備するための課題分析や、各国政府がとるべき政策の分析等を国際機関も活用して行い、世界に発信する。

2 TPP等を通じた国内産業の競争力強化

TPPは、資源国から消費国、加工組立国から中間財の輸出国、さらには我が国のように、デザイン、商品企画、高度なサービス提供等の分野で高い水準を誇る国まで、多様な国々からなる経済連携である。これにより、従来のサプライチェーンの枠組みを超えた、新たなバリューチェーンが生まれることが期待される。我が国企業がそれを牽引し、各国の様々な企業、産業と連携することで、多様な分野における生産技術向上、イノベーション、産業間・企業間連携を促進すること等を通じて、我が国経済全体としての生産性向上につながることを期待される。

また、日EU・EPAは投資、サービス、電子商取引、知的財産等の幅広い分野での共通ルールの確立や規制協力の推進等により、第4次産業革命(IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)、ロボット等)のイノベーションを促進し、Connected Industries などを通じた「Society5.0」時代の経済成長の実現を確かなものにするるとともに、日EU相互の投資の促進や環境や安全等に関する規制／標準の策定で協力し、それを世界に広めていくことが日EU・EPAの効果として期待される。

我が国が今後直面する本格的な人口減少社会において、このようなTPPと日EU・EPAが相まって期待される効果が発揮され、生産性の向上、新たなバリューチェーンの構築、双方向の投資、貿易の活性化による一過性でない累積的な経済成長と、「グローバル・ハブ」(貿易・投資の国際中核拠点)としての持続的な成長を達成することを目指し、所要の措置を講ずる。

また、TPPと日EU・EPAを契機に、全国津々浦々に立地し、地域の雇用や経済の担い手である中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業が、海外展開し、海外の市場を獲得し、その恩恵を地域も含めた我が国に取り込む好循環の拡大を図るため

の所要の措置を講じ、地域の生産性を向上させ、地域経済の活性化につなげていく。

このように、TPP等はそのためのツールを提供するものではあるが、それにより我が国の経済再生、さらに地域の産業活性化を通じた地方創生を実現させるのは、このチャンスを活かす現実の企業、事業者の行動である。これを支援する政策の展開は、TPP等を通じた国内産業の競争力強化のために、極めて重要である。

(1) TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

(目標) **革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施する。**
2020年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%にする。

- 我が国産業構造革新の基盤技術であるIoT、人工知能、ロボット等の分野や、共通基盤となる先進的な分野における革新的な技術開発等を推進するとともに、必要となる規制改革に取り組む。
- 将来のイノベーションの源泉となる人材育成等のため、知財教育を推進する。
- 第4次産業革命や産業の高度化に向けて、我が国企業の設備、技術、人材に対する積極果敢な投資を促進するための取組を進める。
- サービス産業の生産性向上や、中小企業・小規模事業者を含めた事業者等のIoTの活用等によるフロンティア創出を行うとともに、省エネ投資の促進や、新たな製品・サービスの開発や販路開拓、インバウンド取込等の事業基盤の強化等を行い、幅広い産業分野における生産性向上を図る。
- 農林水産分野における新技術・新品種の開発を進める。

②対内投資活性化の促進

(目標) **2018年度までに、少なくとも計470件(大型投資案件60件含む)のJETROによる外国企業誘致を目指す。**

- 「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」(平成28年5月20日対日直接投資推進会議決定)に掲げられた外国企業と中小企業とのマッチング支援をはじめ対内直接投資を促進する各種施策を講じることとし、特に世界の企業の研究開発部門等の高付加価値部門を我が国に誘致して海外から投資や人を呼び込む体制を整備し、グローバル・バリューチェーンにおける高付加価値拠点・イノベーションセンター化を目指す。
- 海外における人材育成を進めるほか、海外からのビジネス関係者の受入れ等促進のため出入国管理体制を整備する。

(2) TPP等を通じた地域経済の活性化の促進

①地域に関する情報発信

(目標) **訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人、2030年に6000万人とすることを目標**

す。

訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。

- 我が国技術等の普及に努めるとともに、農林水産物の国内外の需要・消費の拡大を図る。日本各地の「食・食文化」をテーマとした観光プロモーションの推進や、食・農業体験などの滞在コンテンツの磨き上げ、クルーズ船の受入環境改善等により、訪日外国人観光客の地方誘致や消費拡大を促進する。

② 地域リソースの結集・ブランド化

- 6次産業化の推進等により、地域の産品、技術、企業等を連携、地理的表示(GI)等も活用しつつ、新事業を創出し、海外展開の拡大を促す。
- 地域の生産性の向上、地域の人材活用、対内直接投資促進等を実現し、地域経済のグローバルな好循環を拡大する。

③ 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

(目標) 2020年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%にする。(再掲)

- サービス産業の生産性向上や、中小企業・小規模事業者を含めた事業者等のIoTの活用等によるフロンティア創出を行うとともに、省エネ投資の促進や、新たな製品・サービスの開発や販売販路、インバウンド取込等の事業基盤の強化等を行い、幅広い産業分野における生産性向上を図る。(再掲)

3 分野別施策展開

TPPについては、食の安全、国民皆保険等に関し寄せられた様々な懸念や不安に対し、これまで国民に対し協定内容を正確かつ丁寧に説明し、こうした点はいずれも懸念や不安に及ばないことを明らかにしてきた。今後もこのような努力を引き続き続けていくとともに、国会審議等を踏まえ適切に対応する。また、日EU・EPAの大枠合意も踏まえ、必要な取組を推進する。

農林水産分野については、重要品目を中心に、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等を図る。

また、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するために、輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

TPP等を受け、いま、我が国の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えている。生産者の持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても我が国の豊かな食や中山間地域を含む美しく活力ある地域を

引き渡していくことができる。

夢と希望の持てる「農政新時代」を創造し、努力が報われる農林水産業を実現するために、「農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)を着実に実施し、未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にするとともに、生産者の努力では対応できない分野の環境を整える。それにより、農林水産業の持つ様々な価値や魅力、日本の食の潜在力や安定供給の重要性などに対する理解や信頼を高め、「農政新時代」を日本の輝ける時代にしていく。

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

農林水産関係での新市場開拓を推進するとともに、重要品目の再生産が可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。特に、本政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、引き続き実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、必要な施策を実施する。

(目標) 2019年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の達成を目指す。

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する。

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。国産チーズ等の競争力を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにする。原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目のほぼ全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、更なる輸出阻害要因の解消、輸出条件の改善及び国内の環境整備を通じた輸出環境の整備、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、強い農林水産業の構築を推進する。

○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。国産の構造用集成材等の木材製品の競争力を高めるため、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化等を推進する。

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進める

ことにより、水産業の体質強化を図る。

○消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。

○規制改革・税制改正

強い農林水産業の構築を促進する規制や税制の在り方を検証し、実行する。

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP又は日EU・EPA発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

○麦

・マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

・日EU・EPAにおけるパスタ・菓子等の関税撤廃等に関して、国境措置の整合性確保の観点から、小麦のマークアップの実質的撤廃(パスタ原料)・引下げを行う。また、菓子・パスタ製造業等を特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援措置の対象に追加する。

○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

・法制化した事業(肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン))について、補填率を引き上げるとともに(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる(国1:生産者1→国3:生産者1)。

・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したのものに見直す。

・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した(※)上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

※ 平成29年度から、協定発効に先立って実施。

○甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。

(2) 食の安全・安心

TPP等により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める。
- 新たな加工食品の原料原産地表示制度が円滑に実施されるよう食品事業者及び消費者への普及・啓発を図る。
- 残留農薬・食品添加物等の規格基準について、国際基準や科学的な根拠を踏まえた策定を行っており、引き続きこの取組を推進する。
- TPP等の締結後、食の安全に関する技術的協議等の場で適切に対応する。

(3) 知的財産

TPP等の締結に必要な国内実施のため、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる。また、TPP等を契機として、輸出促進に向けた地理的表示(GI)等に関する措置を講ずる。

①特許・商標関係

- 不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。
- 地域中小企業等の知財戦略の強化や、特許審査体制の整備・強化を図る。
- TPP等実施のための制度の整備状況等を踏まえつつ、知財紛争処理システムの一層の機能強化のための総合的な取組を進める。

②著作権関係

- 著作物等の保護期間の延長(※)、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(以下、TPP整備法)の成立を踏まえ、所要の措置を講ずる。
※著作物等の保護期間の延長については、日EU・EPAの合意も踏まえ、所要の措置を講ずる。
- 著作物等の利用円滑化のため、権利者不明等の場合の裁定に係る制度等の改善を図るとともに、社会的諸課題への対応、柔軟性のある権利制限規定、円滑なライセンス体制の整備等に関する対応を進める。

(4) 政府調達

- 地域経済に与える影響等の観点から、地方公共団体等の政府調達等について懸念や不安が寄せられてきたことを踏まえ、地方公共団体等に対し、合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力する。

(5) その他

- 外国における医療機器等の認証機関への対応、競争政策に関し独占禁止法違反の疑いを効率的、効果的に解消する仕組みの導入に関し、必要な措置を講ずる。

- ISDS をはじめとする国際紛争への対応強化、海外事業者とのトラブルに係る消費者支援、環境と貿易の両立を進める。
- 皮革・皮革製品産業等に関する所要の措置を講ずる。
- 個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を可能とするための環境整備を進める。

Ⅲ 今後の対応

- 上記Ⅱの政策目標を踏まえ、必要な主要施策をⅣに掲げる。
なお、施策実施に必要な経費の取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。必要な制度改正については、関係省庁において適切に対応する。
また、Ⅱに掲げたKPI(成果目標)についても、進捗状況に応じ、随時改善する。
- 農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。
また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。
- Ⅳの主要施策については、Ⅱの政策目標を効果的、効率的に実現するという観点から、定量的な成果目標を設定し進捗管理を行うとともに、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。
- 本政策大綱と併せ、TPP等について国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に引き続き努力する。
- 今後、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTAなど、他の広域経済連携の交渉を加速させる。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となるとともに、今回の対策を活用しつつ我が国が世界のハブとなることを目指す。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

1 輸出促進によるグローバル展開推進

(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

①TPP等の普及・啓発

○中堅・中小企業をはじめとする産業界への情報の提供
(全国各地・TPP等参加国等における説明会等の実施)

②中堅・中小企業等のための相談体制の整備

○中堅・中小企業のための相談体制の整備
(JETROや中小企業基盤整備機構、各地の支援機関等の相談体制の強化、中小企業等の海外展開を支援する機関が集う会議の活用、税関の体制整備を通じたTPP等に係る原産地規則の円滑な運用の確保)

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

○中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化
(TPP等を活用した中堅・中小企業の市場開拓のための新輸出大国コンソーシアムの活用、輸出等の事業展開のための専門家によるきめ細かな支援、海外市場獲得を目指す新たな製品・サービスの開発等の支援、戦略的な国際標準化・知財保護活用の推進、中堅・中小企業の海外展開支援、コンテンツ輸出を含むクールジャパンの促進、サービス産業の生産性向上(再掲)、中堅・中小企業等の市場開拓・事業拡大に向けた産業人材育成、EU企業とのマッチングを通じた新興国市場への貿易投資促進)

○金融機関等による企業の海外進出支援
(金融機関等による企業の海外進出支援と経済状況変化の活用のための金融仲介機能發揮支援・促進)

○知的財産・標準の活用促進への支援
(外国における知的財産権の出願・訴訟対応等に関する一気通貫支援、国際標準化の強力な推進、特許料等や支援策についての検討)

②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

○我が国コンテンツの海外展開支援
(コンテンツ事業者と、他分野・他産業等の関係者との協力によるコンテンツ制作・発信等の総合的な支援、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の活用によるコンテンツと非コンテンツ産業の一体的な海外展開の推進)

○ TPP等域内での知的財産保護水準の向上への支援
(著作権等侵害防止のための普及啓発、海賊版対策(普及啓発、トレーニングセミナー等)の実施、我が国企業の模倣品対策支援等(中堅・中小企業向け普及啓発セミナーや在外公館・JETRO等と連携した相談体制等)の強化、知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のための審査官派遣等の審査協力・研修などの実施)

・我が国の優れた環境技術等の海外展開支援

③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

○農商工連携等による海外市場開拓
(農商工連携等による海外市場開拓、中堅・中小企業の海外展開支援(再掲)、TPP等を活用した中堅・中小企業の市場開拓のための新輸出大国コンソーシアムの活用(再掲))

○日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業
(日本産酒類の情報発信や輸出環境整備、技術支援等の実施)

※IV3. (1)①に、農林水産物の輸出促進に係る記載あり

④インフラシステムの輸出促進

○インフラシステムに係る輸出支援
(日本方式の普及とインフラシステム輸出等の支援、EU市場等へのインフラ輸出促進)

⑤海外展開先のビジネス環境整備

○日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境の整備
(産業人材育成、TPP加盟国における労働環境水準の向上、法制度整備支援の推進、日本企業等の国際展開・競争力強化に向けた国際機関の活用、携帯電話の国際ローミングサービス料金の低廉化に向けた取組等)

2 TPP等を通じた国内産業の競争力強化

(1) TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

○イノベーション等による生産性向上促進
(IoT/オープンイノベーション等によるイノベーション促進、知財保護(TPP整備法)、サービス産業の生産性向上、海外市場獲得を目指す新たな製品・サービスの開発等(再掲)、省エネを通じた中小企業者等の生産性向上、中小企業等の事業基盤整備・生産性向上、IT利活用に伴うサイバーセキュリティ対策)

②対内投資活性化の促進

○イノベーションセンターとしての国内産業基盤の維持・高度化
(海外からの投資や人の誘致・イノベーション拠点の創出、外国企業と中小企業とのマッチング支援、高度外国人材受入れ促進)

(2)TPP等を通じた地域経済の活性化の促進

①地域に関する情報発信

・TPP等を契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開促進と地方創生の後押し

②地域リソースの結集・ブランド化

○地方創生に係る取組
(ふるさと名物等を活用したインバウンド対応の取組の支援)

③地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

○ 中小企業等、サービス産業の高付加価値化に係る取組
(サービス産業の生産性向上(再掲)、省エネを通じた中小企業者等の生産性向上(再掲)、中小企業等の事業基盤整備・生産性向上(再掲))

3 分野別施策展開

(1)農林水産業

①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
(意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上)

○国際競争力のある産地イノベーションの促進
(産地パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場・ばれいしょでん粉工場等の再編整備)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(畜産クラスター事業の拡充、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大・高品質化、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備、チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産性拡大対策、製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、乳製品の国内外での消費拡大対策)

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

(米・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議等による輸出環境の整備、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)

○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

(効率的な林業経営が実現できる地域への路網整備、高性能林業機械の導入等の集中的な実施、原料供給のための間伐、木材加工施設の生産性向上支援、競争力のある品目への転換支援、木材製品の国内外での消費拡大対策、違法伐採対策)

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

(広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、産地の施設の再編整備、漁船漁業の構造改革、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用改善等)

○消費者との連携強化

(大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発、諸外国との地理的表示の相互認証の推進、病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制の強化)

○農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)の着実な実施

- ・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ・農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ・戦略的輸出体制の整備
- ・全ての加工食品への原料原産地表示の導入
- ・チェックオフ導入の検討
- ・収入保険制度の導入
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し
- ・農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み
- ・飼料用米を推進するための取組
- ・肉用牛・酪農の生産基盤の強化策
- ・配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
- ・牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

主要施策はⅡに記載されているとおり

(2) 食の安全・安心

○食品安全に関する情報提供等

(食品安全に関するリスクコミュニケーション、新たな加工食品の原料原産地表示制度の普及・啓発)

○輸入食品に対する監視指導等

(輸入食品の適切な監視指導の実施、残留農薬・食品添加物等における規格基準の策定に係る取組の推進、協定締結後の技術的協議への対応)

(3) 知的財産

○地理的表示(GI)の相互保護制度整備による農林水産物の輸出促進等

(我が国の地理的表示(GI)の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進を図るための諸外国と相互に地理的表示(GI)を保護できる制度整備)

①特許・商標関係

○特許・商標関係の制度整備

(不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等に関する制度整備)

②著作権関係

○著作権関係の制度整備

(著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備、配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等に関する制度整備)

(4) 政府調達

○地方公共団体等への情報提供

(合意内容の正確かつ丁寧な説明等)

(5) その他

- ・合意により独占禁止法違反の疑いを解決する仕組みの導入
- ・適合性評価に係る海外の認証機関に関する規定への対応
- ・国際経済紛争処理に係る体制整備事業
- ・皮革・皮革製品産業の競争力強化
- ・個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を可能とするための環境整備

「総合的なTPP等関連政策大綱」 のポイント

「総合的なTPP等関連政策大綱」

新輸出大国

<輸出促進によるグローバル展開推進>

1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

- TPP等の普及・啓発
- 中堅・中小企業等のための相談体制の整備

2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
- インフラシステムの輸出促進
- 海外展開先のビジネス環境整備

国内産業の競争力強化

<TPP等を通じた国内産業の競争力強化>

1 TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- 対内投資活性化の促進

2 TPP等を通じた地域経済の活性化の促進

- 地域の関する情報発信
- 地域リソースの結集・ブランド化
- 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

<食の安全、知的財産、政府調達>

- 輸入食品監視指導體制強化、原料原産地表示
- 特許、商標、著作権関係について必要な措置
- 著作物等の利用円滑化等
- 政府調達に係る合意内容の正確かつ丁寧な説明

農政新時代

<農林水産業>

1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

政策大綱策定以降、各種の体質強化策を実施。引き続き必要な施策を実施。

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進（国産チーズ等の競争力強化等）
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

TPP又は日EU・EPA発効後の経営安定に万全を期すため、協定発効に合わせて経営安定対策の充実の措置を講ずる。

- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

① 輸出促進によるグローバル展開推進

新輸出大国(中堅・中小企業等の海外展開支援)

◆海外展開を図る中堅・中小企業等を専門家・支援機関による支援を通じ後押し。

<「新輸出大国コンソーシアム」>

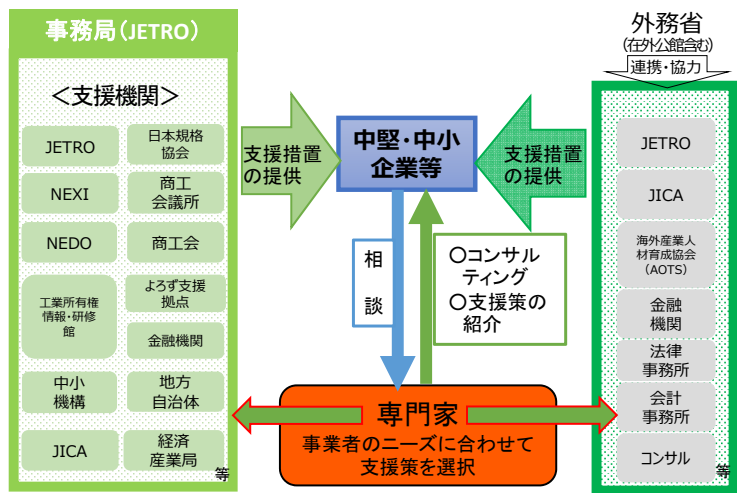
○複数の支援機関が協力(ワンストップ)
○支援策を組合せ、より効果的な支援メニューを提供

※支援内容:

海外展開計画の策定、市場調査、現地での商談、バイヤーの選定 等

<国内>

<海外>



新輸出大国コンソーシアムによる支援の状況

①支援機関: 1103機関

政府・政府関係機関等、自治体、商工会議所・商工会、地方銀行、信用金庫等

②支援対象企業: 6282社

支援対象企業の業種: 工業、農水産業、卸売業 等

③専門家: 477名

商社OB、メーカーOB、コンサルタント 等

(平成29年10月13日時点)

<例: 室町酒造 株式会社 (岡山県)>



- ◆実績の無かったカナダへの輸出を計画
- ◆コンソーシアムによる情報提供により州ごとに異なる販売規制に対応
- ◆専門家とともに現地での商談会で新規販路を開拓
- ◆約1,000本の取引が実現

<今後の取組>

◆支援対象にEU市場への展開を図る企業を追加するとともにEU市場の実情を踏まえ、支援の一層の充実を行う。

- ・EU市場向けの専門家が事業計画策定から市場開拓に至るまでを支援
- ・EUの規格・規制対応(例:CEマーク)を支援
- ・地域商社等の活用によるEU市場への展開を支援 等

② T P P 等を通じた国内産業の競争力強化

グローバル・ハブ(貿易・投資の国際中核拠点)

◆我が国企業の海外展開が進み、我が国企業の強みである優れた技術力等が海外で認知され、海外からの投資が期待。

◆優れた技術力等を有する我が国企業が海外展開できるよう基礎体力、体質強化を図る。

貿易・投資の拡大の恩恵を我が国に取り込む好循環の拡大



中堅・中小企業と外国企業との共同開発等を通じた事業拡大の事例

<戸田工業(化学素材、広島県、従業員390名)>

◆トナー等を製造している戸田工業の顔料に仏の化粧品メーカーが着目。

◆当該仏の化粧品メーカーは、日本に研究所を設立。戸田工業と共同で化粧品顔料を開発。(オープンイノベーション)

※口紅やファンデーションとして世界中で販売。



◆独BASFとリチウムイオン電池用素材の合弁会社設立(山陽小野田市等に工場)

<今後の取組>

◆外国企業と中小企業とのマッチング支援

- ・例えば、J-GoodTech(ジェグテック)では、国内大企業と国内中小企業を中心にマッチングを実施中。
- ・今後、外国企業と中小企業とのマッチング支援の推進。

※J-GoodTech:(独)中小企業基盤機構が運営する、国内中小企業の優れた技術を紹介し大企業等とのマッチングを支援するウェブサイト

③ 農林水産業

農林水産分野におけるTPP対策

① 攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

- ・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- ・国際競争力のある産地イノベーションの促進
- ・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- ・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- ・合板・製材の国際競争力の強化
- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- ・消費者との連携強化 等

H27・28補正予算により、具体的な対策を実施

② 経営安定・安定供給のための備え(経営安定対策)

- ・米: 政府備蓄米の運営の見直し
- ・麦: 経営所得安定対策の着実な実施
- ・牛肉・豚肉、乳製品:
牛・豚マルキンの法制化
牛・豚マルキンの補填率の引上げ
豚マルキンの国庫負担水準の引上げ 等
- ・甘味資源作物: 加糖調製品の調整金の対象化

必要な法的手段を実施
(TPP未発効のため、未施行)

③ 検討の継続項目

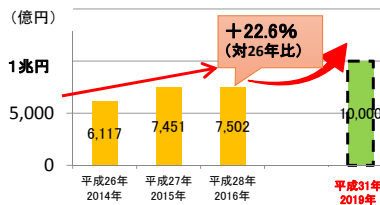
- ・農政新時代に必要な人材を強化するシステムの整備
- ・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し
- ・戦略的輸出体制の整備
- ・原料原産地表示 等

平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を決定

対策の主な効果

<輸出促進策>

- 41の輸出拠点のうち、本年度までに19が稼働。
- 米、青果、水産物等の品目別にプロモーションや輸送技術の実証試験を実施。
- 農林水産物の輸出額は4年連続最高値を更新。1兆円目標を1年前倒し。



<その他の担い手等の体質強化策の例>

取組内容	事業実施による効果(実例)	全国での実施状況
認定農業者等が農業経営の発展に取り組む場合に必要な機械・施設の導入を支援	【27年度事業実施分】 経営体(397)の経営改善 売上高: 平均16%増 経営コスト: 平均4%減 経営面積: 平均15%拡大	H27補正: 479地区・793経営体 H28補正: 403地区・719経営体
畜産に関する施設整備や機械導入等を支援	【28年度事業実施分】 搾乳ロボット導入による乳量の増加 27.0kg → 29.1kg(頭/日) 8.0%増加	H27補正: 施設整備431件 機械導入7,772件 H28補正: 施設整備369件 機械導入3,718件

<今後の取組>

◆これまで総合的なTPP関連政策大綱に盛り込まれていた施策

- 体質強化対策: 引き続き実績の検証を踏まえた所要の見直しを行った上で、必要な施策を実施
- 経営安定対策: TPP又は日EU協定の発効に合わせて対策の充実等の措置
 - ・牛・豚マルキンの補填率引上げ(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準引上げ(国:生産者=3:1へ)
 - ・改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象化

◆チーズ等の乳製品

- ・国産チーズ等の競争力を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにする。原料面での低コスト・高品質化、製造面での低コスト・品質向上・ブランド化等

◆構造用集成材等の木材製品

- ・加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、原木供給の低コスト化等

◆パスタ・菓子等

- ・国境措置整合性確保のための小麦のマークアップの実質的撤廃(パスタ原料)・引下げ

◆輸出環境の整備等

- ・畜産物(豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品等)等の輸出条件の改善、国内の環境整備等 等

④ 地方公共団体等からの意見・要望(概要・一例)

輸出促進によるグローバル展開推進

- ◆ 新輸出大国コンソーシアムについて対象地域の拡大、支援の充実
- ◆ 各機関と連携した我が国の「中堅・中小企業」の海外進出支援のさらなる強化 等

(秋田県、大阪府 等)

TPP等を通じた国内産業の競争力強化

- ◆ TPP協定等を契機とした事業者の生産性向上や新技術開発のための支援
- ◆ 新たな製品やサービス等の創出が期待できる産業に対しては、イノベーション創出を後押しするなど、さらなる産業発展に向けた取組 等

(福島県、東京都 等)

農林水産業

- ◆ 農林水産業の体質強化に向けた対策の充実・強化、必要な予算の確保
- ◆ 生産者が安心して生産性の向上や経営改善に取り組めるよう、経営安定対策の充実
- ◆ チーズ等の乳製品に関する対策への支援の充実・強化
- ◆ 製材等の木材製品に対する対策への支援の充実・強化
- ◆ 輸出環境の整備及び国内外での消費拡大対策
- ◆ 漁業の成長産業化 等

(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、全国農業協同組合中央会 等)